

【建設発生土に関する特記仕様書】

第1条 目的及び方針

- (1) 本仕様書は、土木工事で発生する建設発生土の適正な処理等に係る総合的な対策を発注者（以下「甲」という）及び請負者（以下「乙」という）が適切に実施するために必要な基準を示し、土木工事の円滑な施工確保を図る事を目的とする。また、建設発生土の処理方法については、適正な処分を行うものとし、法令および本仕様書に従うこと。

第2条 事前協議及び承認

- (1) 乙は、処分地を選定し、建設発生土量や運搬距離を明記した「建設発生土処分地計画書」(様式第1号)を着工届提出時に提出を行う事。
- (2) 着工前に甲・乙協議を行い、処分費が発生しない場合は、工事打合簿による承認を得ること。

第3条 変更事案

- (1) 基本的に増額変更は行わない。しかし、大幅な工事数量増等の影響により、乙が変更の申し出を行う場合、工事打合簿により、甲と協議を行うこと。
- (2) 「建設発生土処分地計画書」(様式第1号)・「建設発生土処分地確認書」(様式第2号)・「土砂処分報告書」(様式第3号)の提出がない場合や当初設計の数量を満たさない場合、減額変更を行う。
- (3) 処分費が発生しない場合、減額変更を行う。
- (4) 乙は、処分地の変更を行う場合、変更理由及び新たな処分地の情報を甲へ提出し、承認を得ること。

第4条 記録・報告

- (1) 乙は、工事完了後「建設発生土処分地確認書」(様式第2号)及び「土砂処分報告書」(様式第3号)を搬出確認が出来る書類(伝票等)及び、搬出日毎の運搬状況写真を甲へ提出すること。

第5条 関係法令の遵守

- (1) 乙は、必要な許可取得状況を着工前に甲へ報告し、関係機関と調整を行うこと。
- (2) 乙は、建設リサイクル法、廃棄物処理法、福岡県の条例等、関係法令を遵守し、適正な処分を行うこと。

第6条 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項については、甲・乙協議の上、決定するものとする。
- (2) 各様式については、みやま市HPにて記載している物を使用すること。
- (3) 提出書類については下記別表①を参照すること。

別表①

	提出資料	着工時	完了時	随時
1	建設発生土処分地計画書 (様式第1号)	○		
2	建設発生土処分地確認書 (様式第2号)		○	
3	土砂処分報告書 (様式第3号)		○	
4	搬出確認が出来る書類(伝票等)		○	
5	搬出日毎の運搬状況写真		○	
6	工事打合簿			○